

自動車防災情報

原付の自賠責保険切れにご用心！

～原付の約2割が自賠責保険未加入？～



■原付と軽二輪は自賠責保険切れに要注意！

自賠責保険は被害者救済、加害者の賠償資力確保等の趣旨から自賠法で加入を義務付けられています。しかし、車検制度の適用がない原付(総排気量125cc以下)や軽二輪(125cc超250cc以下)は、車両購入時に自賠責保険加入した後、満期手続きをうっかりして継続せず、無保険状態になる恐れがあります。

■原付の自賠責保険加入率は約8割？

◀原付の自賠責保険加入率▶

台数単位：千台

	原付保有台数	自賠責加入台数	自賠責加入率
2017年度末	7,200	5,890	81.8%
2016年度末	7,446	6,111	82.1%
2015年度末	7,709	6,321	82.0%

(注) 自賠責加入台数は自賠責保険と自賠責共済の合計

【出典】「自動車保険の概況」2018年度統計(損害保険料率算出機構)

☆原付保有台数には、実際には使用されていない原付(倉庫等に眠って自賠責保険が切れた状態の原付等)が相当数あると推定されますので、実際に使用されている原付の自賠責保険加入率はもっと高いと思われます。

■自賠責保険の有効期間をしっかりとチェックしましょう！

◇バイクが自賠責保険加入の際に交付される「自賠責保険証明書」と「ステッカー」(保険標章)のうち、ナンバープレートに貼られる「ステッカー」を確認しましょう！

◇右のステッカーの場合、上の「3」は令和3年、下の「4」は4月で、令和3年4月が自賠責保険の満期であることを示します。



■自賠責保険に未加入だとどうなる？

- (1) 人身事故を起こした場合に、多額の損害賠償金が自己負担。
- (2) 1年以下の懲役または50万円以下の罰金【自動車損害賠償保障法86条の3】。
- (3) 交通違反点数6点【道路交通法108条の33】(累計違反点数0の人でも一発免停30日)。

9月は「自賠責制度広報・啓発期間」です。

自賠責保険の加入促進、自賠責無保険車運行の違法性の周知を図ります。